

## ナチス政権下における教会の対応とグラフ・ フォン・ガレン司教の抵抗運動

大 里 巍

German Catholic Church under the Nazi Regime and Resistance Offered  
by the Bishop Graf von Galen

Iwao OSATO

### Abstract

As it was only too clear that the Nazi ideology and resulting nationalistic policy were totally incompatible with the presence of the Church, its doctrine, spirit and structure, the Nazi Regime intended from the start to suppress the Church. However, the Nazi government needed citizens' support in order to pursue its policies such as the military aggression to begin with, and for this purpose Concordat was signed with the Church, giving it a formal assurance of ecclesiastical freedom. In fact, the German government never hesitated to seize every opportunity to oppress the Church, while the Episcopal Corps was unable to cope effectively with the political power to defend the Church, and this forced them to end up with submission to the Regime's will.

Yet, there were a very small number of the Church elites who dared to challenge openly the Regime's acts of inhumanity and oppression to the Catholic Church, of whom the Bishop Graf von Galen was the most prominent figure. In this paper, the Author reviews the well-known three sermons made by the Bishop and his course of resistance movement to see how the Bishop's words and behavior influenced not only catholics but also non-catholics and how the Nazi regime reacted to the resistance in order to understand the meaning of his resistance.

### 1. ナチス体制下の抵抗運動

ヒットラーが率いたナチ党は政権について実際に国政に携わるまでは、イデオロギーにおいて人種排他的、国粹主義的、軍国主義的であることは知られていても、その統治における独裁的かつ強権抑圧的な側面をありのままに示すことはなかった。その後のラディカルな反動的改

革は人々の予想を超えていたといえる。体制下においても、国威の高揚、景気回復、失業減少、相次ぐ戦勝等によって国民大衆の支持を得る面もあったが、ユダヤ人迫害をはじめとする抑圧政策の犠牲者は多く、全体主義国家の性質上、国民全体に対する中央集権的支配は強制的同質化により具体化され、自由と人権は根底において奪われる結果となった。

当然のことながら統制と抑圧に対する様々なレベルにおける国民の側からの反抗が生まれてくるわけで、現在までにナチス体制下でも多様な抵抗運動があったことが明らかにされている。組織的に、あるいはグループで行われたものもあるし、個人によって行われたものもあり、その抵抗の内容、度合いも様々であった。比較的よく知られているのは、ベックやシュタウフェンベルクらの軍部将校団によって企てられたヒットラー暗殺計画、ミュンヒエンで行われたショル兄弟の白バラ運動、単独でヒットラー爆殺を狙ったエルザ事件等がある。

広範な抵抗運動の中で、その展開と成果が耳目を驚かすものでもなかったとしても、必然的に行われるべくして行われたのが、キリスト教教会の抵抗運動であった。一党支配の独裁による全体主義国家の建設をめざすナチスの政策は、キリスト教の宗教観には根本的に抵触せざるを得なかつたからである。「ナチスの全体主義的権力行使の要求は人間を完全に掌握しつくし、人間としての正当な要求を主張するすべての集団を排除しようとした。したがって教会との軋轢は避けがたいものであった。」<sup>1)</sup>と言えるのである。

## 2. キリスト教教会の抵抗運動

ナチス政権に対するキリスト教教会の抵抗運動に関しては、プロテスタントにおいては比較的大規模な組織で強制的同質化政策に対する抵抗運動が試みられたのに対し、カトリックでは教会としてのまとまった抵抗運動もなかつたし、教会内の特定のグループによる抵抗運動もなかつたという見方がある<sup>2)</sup>。むろんカトリック教会サイドで抵抗運動がなかつたということではなく、ヒットラーとナチスの教会懐柔策と当時のドイツ・カトリック司教団、ひいてはローマ教皇庁の体質から生じたナチス政権に対する対応が、カトリック教会の抵抗運動を多面化させるとともに複雑にしたということであろう。印象的にはカトリック教会側の抵抗運動は弱腰でありかつ一貫性がなく保身的であったと見ることもできるが、司教団の中には、身を挺して公然とナチスの弾圧に抗議した司教も例外的には存在した。その中で教会のみならず、ドイツ全体、否、外国にまでその活動が知られ、ナチス側にも少なからざる影響を及ぼした人物として、

1) J. M. Mayeur, C. Pietri, A. Vanchez, M. Vanard (Hrsg.), Die Geschichte des Christentums Band 12. Erster und zweiter Weltkrieg, Demokratien und Totalitäre Systeme, Freiburg 1992, S. 649

2) Vgl., G. V. Room, Widerstand im Dritten Reich, München 1979, S. 161

クレメンス・アウグスト・グラフ・フォン・ガレン司教の名前を挙げることができる。

組織的テロ行為による抑圧も辞さない弾圧によって、人間性を根底から否定しようとするナチスのような全体主義政権に、キリスト教の信条にもとづいで、信仰と人権を擁護する戦いがいかなるものかを、ガレン司教の言動は示していると思われるが、その点をカトリック教会、とくに司教団の対応と比較しながら考察してみたい。

### 3. ヒットラーの政府声明とカトリック教会の対応

ワイマール共和国は30年代に崩壊へと向かうが、それは同時にナチスの台頭と重なる。1930年9月の国会選挙でナチスは107議席を得て社会民主党に次ぐ第二党へと大躍進をとげた。その勢いはとまらず、32年7月の選挙では230名の当選を得て一躍第一党の地位を占めるに至る。勢いを得たナチスはドイツ各地で突撃隊によるテロで暴力的衝突を引き起こし、政情を不安定なものとし、ついで保守派や経済界にナチ党との協力は不可欠との認識を抱かせ、33年1月30日にヒットラーを首相とする政権奪取が実現した。しかし、そのヒットラー政権は12名の閣僚中、ナチ党員はヒットラーの他は2名という構成でスタートした。一党独裁を狙うヒットラーは国会を解散し、3月5日の選挙で単独過半数を目指すが、それがならず、国家人民党と組んでからうじて過半数を制するにとどまる。しかしナチスはそれを大勝利と宣伝した。再び権力の座についたナチスは、基盤を固めるため、共産党議員を逮捕して議席を剥奪し、中央党を抱き込む等、強引かつ狡猾な手段を使って全権委任法を成立させてしまう。こうして3月23日にヒットラーの独裁が成立し、以後州政府の廃止、ナチ党以外の政党の禁止、労働組合の解散などの強制的同質化が実施され、中央集権体制が導入されるとともに、反対勢力を排除するために、公務員の肅清、強制収容所の設置、危険分子の逮捕投獄などが矢継ぎ早に行われていったのである。

こうした大きな政情の変化に対してカトリック教会はどのような対応を示したのであろうか。ヒットラー政権の台頭は教会や信仰者にとって対岸の火事などではなく、身にふりかかる火の粉であることは自明のことであった。実際の対応においてまず特筆すべきことは、司教団のナチスに対する対応策に、ヒットラーの政権掌握前と掌握後で180度の転換があったということである。すなわち1930年から1932年までは司教団は数多くの態度表明の中でナチスの政治体制の正当性を全く認めず、カトリック信徒がナチスの党員になることすら禁じていた。ところが1933年1月30日の政権掌握後は慎重にナチスと駆け引きをしていこうという姿勢が見られるのである<sup>3)</sup>。それは当然のことながら教会の生活圏を危険に晒さないための方策として一応納得できる。しかしこうした教会側の姿勢を促した決定的な原因是、ヒットラー自身によって用意された。彼と

3) Vgl., G. beaugrand, Kardinal von Galen, Der Löwe von Münster, Münster 1996, S. 22

しても教会の強い抵抗をできるだけ抑えておきたいという意向があったからである。3月23日の国会における政府声明で、彼は教会に対して次のようなことを明言しているのである。「ナチス運動は、二つのキリスト教会宗派の中にわが民族性を維持していく上で重要な要因を認めている。各州と教会間で締結された条約を尊重し、教会の権利は侵害されることはない。……ナチス政権はキリスト教宗派の学校や教育においてそれらにふさわしい影響を認め保証する。……また政府はキリスト教の中にわが国民の道徳的生活に対する搖るぎない基盤を認めるとともに教皇座との友好的関係を保持し、作り上げてゆくことを極めて重視するものである。」<sup>4)</sup>

ヒットラーのこの言明が教会を安心させるための単なる誑かしであり、実際にはいかなる保証にもならなかったことは、その後のナチスのとった行動で、今では明らかである。しかし司教の中にはこの甘言をまともに受けとめる者もいた。少なくとも相手の出方を今後も慎重にうかがいながら対応していくことが教会にとって最良の策ではないかと考えた訳で、妥協であったと言わざるを得ない。これに対して妥協を拒否する司教もいたが、少数であり、例外と言うべきであろう。

したがってベルトラム枢機卿が主宰するフルダーの司教会議は3月28日に、ナチス運動に対するこれまでの教会の警告は23日の政府声明で述べられた確約に鑑み撤回する<sup>5)</sup>、という声明を発している。しかしあまりにも早まった決定であり、ナチスにとっては思う壺であったかもしれないが、教会内のナチス批判派はびっくりするとともに、自分たちは教会に見捨てられたのではないかという思いで意気消沈するばかりであった。

#### 4. 政教条約の成立

政府声明とは裏腹に、ナチスは政権奪取後ユダヤ人の迫害をはじめとする弾圧政策を実行に移したことは前述したが、教会側には戸惑いと不安が生じたことは言うまでもない。教会の組織と活動、信徒の信仰と生活を守るために法律的保障の必要性が痛感された。ナチス政権はこの教会側の切実な願望にも、政治的な戦略をもって対処し、たくみに提案をもちかけた。早くも政府は4月はじめにローマ教皇庁に対して、政教条約の締結に関する打診を行っている。ヒットラー自身は、はじめはこの交渉にあまり関心がなかったという。しかし彼は政教条約を締結すればナチス政権に対する国際的評価が得られるし、内政的にはカトリック教会との関係に良好な影響をもたらすと判断し、積極的にその成立への努力をかたむけた<sup>6)</sup>。教会側には、交渉の相手方である政府の欺瞞性と不誠実性への懸念から、締結は時期尚早であると考える司教もいたが、存立の不安

4) a. a. O., S. 23

5) a. a. O., S. 23

6) Vgl. J. M. Mayeur, S. 693

を法的に解消したいとの考え方から、教皇庁もドイツ司教団も乗り気になり7月20日に条約が批准される。

こうしてともかくも政教条約によりドイツの教会の自由が法的に保障される運びとなった。その中では修道院、宗派学校、各種の信者団体の存立および独立した活動等も保証されていた。

しかし教会が政教条約に寄せた期待が、幻想であったことが、次々と明らかになる。1933年の秋には、カトリックのアクション団体や出版社などの報道機関が政府の弾圧措置に見舞われた。たとえばミュンヒエンのカトリック・アクションの前委員長であったミュラーが逮捕される等の事件が次々と起こっている。教会側はそれらの措置に対して政教条約の違反であるということで政府側に申し入れを行うが梨の躰であった。その後の数年間もナチス政権にいかなる対応をすべきかについては司教団の間で意見が分かれ、公けに抗議を行うべきか、あるいは政府との友好的な交渉にゆだねるべきかの間を揺れ動いていた。フルダー司教会議の議長であったベルトラム枢機卿は穏健な対応を主張し、違反行為に関しては政府に対する内密な陳情をもつてのぞむことが当を得ているという考えであった。公然たる抗議は教会と政府の関係に決定的な破局をもたらすかもしれないという危惧を抱いていたからである<sup>7)</sup>。結局は彼の考えが教会指導部の方針の大勢を決していったことができる。

教会当局の弱腰は、ナチス政権にとっては懐柔政策の成功を意味するものであり、一方で政府声明と政教条約で教会側を安心させ、約束の不履行に対する抗議は適当にあしらいながら、強制的同質化にもなう教会組織の解体と活動の抑圧、禁止という方法で、教会の弾圧を着実に進めていったのである。その間、聖職者、信徒にも多くの犠牲者を出していった。聖職者に加えられた強制措置だけでも枚挙にいとまがなく、説教禁止、強制的人事異動、聖職剥奪、学校での司牧活動禁止、家宅捜索および退去、押収、逮捕、尋問、郵便物の検閲、戒告、国賊よばわり、侮辱、妨害行動、暴力行使、夜襲、密告、罰金刑、自由刑、強制収容所移送等が挙げられる<sup>8)</sup>。たとえば1938年には304人の聖職者がダッハウ強制収容所に収監されている。強制措置により、最終的には処刑された人々も多くいる。

## 5. グラフ・フォン・ガレン司教の場合

司教団全体の日和見的態度の中で、ナチス政権に対して常に強硬路線を貫いた高位聖職者が

7) a. a. O., S. 696

8) J. Kuropka, Leistete Clemens August von Graf Galen Widerstand den Nationalsozialismus?, in: J. Kuropka (Hrsg.), Clemens August Graf von Galen, Neue Forschung zum Leben und Wirken des Bischofs von Münster, Münster, 1993, S. 375

いなかったわけではなく、特に二人の人物、ベルリン司教グラフ・フォン・プライジングとミュンスター司教グラフ・フォン・ガレンの名前が教会抵抗運動の研究でとりあげられる。いずれも強靭な精神と信仰、卓越した政治的判断力、そして教会共同体とその枠を越えて全人類——その中にはユダヤ人も含まれる——の自由と生存に対する責任者という自覚にもとづいて、ナチスという巨大な強権集団に、迫害と弾圧をしりぞけてプロテストを試みたのであった。ただしガレンの場合、その抵抗運動はドラマティックであり、ナチス政府と教会信徒、ひいては世界世論に与えた影響はより顕著であったといえる。以下にベルトラム枢機卿に代表されるドイツ司教団との比較も考慮にいれながら、彼の抵抗運動の足跡を追ってみたい。

グラフ・フォン・ガレンは1878年にその名前が示すようにオルデンブルクの由緒ある貴族の子弟として出生している。オルデンブルクはカトリック信仰の強いミュンスター蘭に属し、ガレンの家系も信仰篤く、数人の聖職者も出ている。1904年に司祭に叙階され、長期間、首都ベルリンで司牧生活を送った後、故郷であるミュンスター教区のランベルティ教会の主任司祭となった。ついで1933年9月5日、教皇ピオ12世によりミュンスター教区の司教に任せられ、10月28日にパウルス・ドームで叙階の礼をうけた<sup>9)</sup>。彼のこの時期における司教就任には運命的なものを感ぜざるを得ない。前述したように同じ年にヒットラーの率いるナチスが政権を掌握し、偏った人種論にもとづく国粹主義と非人道的国家政策により、ユダヤ人の迫害をはじめとするファシズムが強行されていくからである。

司教就任直後からガレンは当局への文書をもって政府の政教条約違反を非難し、人権と教会の権利の尊重を強く要請している。また多くの説教においてナチスの人種妄想と偶像崇拜に批判を加えている。多くの記録や証言に照らしてもガレン司教が当初からきわめて明確にナチスのイデオロギーが正当でないことを表明し、その立場から政府の措置に対処してきたことが分かる。1934年の復活祭にはミュンスター教区で予期せぬ出来事が起こった。教区のすべての教会のミサでガレン司教の教書が朗読されたが、その中で真っ向からナチズムが新たなる異教であると非難が浴びせられていたのである。公然と政府批判ができなくなっていた時代に、その言葉は「暗闇にともる一条の光」<sup>10)</sup>にも思えた。これ程、思っていることをはっきりと述べた司教教書はドイツではじめてのことであったからである。

ガレンの抵抗運動を考える時、ミュンスター蘭がドイツの中でも格別にカトリック信仰の強い地方であったことを忘れてはならないであろう。ミュンスター蘭出身のガレンはまさにこの地にうつつけの、信徒の信頼をかちうる司教でもあった。ナチスにとどめ扱いづらい地域であったことは、この地のゲシュタポのベルリンへの報告でも分かる。彼は、カトリック者の

9) 詳しくは、Vgl., H. Portmann, Kardinal von Galen, Ein Gottesmann seiner Zeit, Münster, 1978, S. 9–87

10) G. Beaugrand, S. 30

間で現在の国家とその指導者および政治運動の正当性を認めまいとする動きがますますひろまっている、と伝えているのである。1936年の秋にオルデンブルクで一つの象徴的出来事が起った。オルデンブルクの教会・学校庁が学校から十字架とルッター像を取り除く布告を出したことに端を発するいわゆる「十字架闘争」である。かなり多くのオルデンブルク市民がこの布告に反対の姿勢を示した。これに先だって全教会で朗読された司教声明が住民を抵抗へと駆り立てたのであった。いわく「救いの印である十字架への攻撃はすべて、われわれにとてはきわめて当然のことながらキリスト教への攻撃に他ならない。それゆえわれわれはそのような指令には断固とした抗議を唱える。カトリックの学校からは十字架をとりはらうことは許されないのである。」<sup>11)</sup> 1936年11月25日にクロッペンブルクのミュンスターホールで行われた集会で、管区長官のカール・レーバーは政府の措置を正当化しようと試みたが、会場の雰囲気は、彼が十字架撤去の布告を取り下げねばならないほど殺氣を帯びていた。その時の模様を居合わせたディンクラーゲの主任司祭ヨゼフ・マイヤーが次のように証言している。「ホールの中では妙な具合になつていった。はじめは皆信じられない程おとなしくしていた。レーバーがやってきた。SA（突撃隊）が2列の隊列を組んで入場してきた。やがてレーバーは人種の改良と良種の子孫とかいう突拍子もない話を始めた。すると突然農民のゲッティングが後ろの方からものすごい大声で“十字架、十字架！”と叫んだ。レーバーははじめは相手にしなかった。すると今度は多勢の人が、“十字架、十字架！”と叫んだ。レーバーは落ち着かなくなり、ホールの中のSAの隊員に、静かにさせるよう命じた。しかしSAの隊員たちはほとんどその場をおさめることができなかつた。レーバーが再び北方民族のことについて話しあじめると、またしても待つてましたとばかり“十字架、十字架！”がはじまつた。すると突然レーバーはポケットから一枚の紙を取り出し、——私はそれに何かが書いてあったとは思はないが——次のように述べた。『十字架を学校から取り外すという命令は撤回される。』大変センセーションな出来事であった。全員が万歳を叫んだ。後から人から聞いたことだが、レーバーはホテルで荒れまくったそうだ。」<sup>12)</sup>

## 6. 回勅『切実なる憂慮をもって』の波紋

しかし、教会関係者を含む異端分子に対する抑圧、迫害、全体主義国家体制を推進するために不用とされた集団や制度の排除によって、ナチスの圧政は増え先鋭化し、結果的には教会と

11) a. a. O., S. 31

12) J. Kuropka, "Zur Sache — Das Kreuz! Untersuchungen zur Geschichte des Konflikts um Kreuz und Lutherbild in den Schulen Oldenburgs, zur Wirkungsgeschichte eines Massenprotests und zum Problem nationalsozialistischer Herrschaft in einer agrarisch-katholischen Religion, Vechta, 1986

の関係では様々なケースで政教条約に違反する行為を重ねていった。ローマ教皇庁はこの間のドイツの政情にきわめて深刻な憂慮を抱きつつも直接的な介入を試みることを控えてきたが、ドイツの司教たちからの強い要請もあり、教皇ピオ11世は回状の公布に踏み切る。回勅『切実なる憂慮をもって (Mit brennender Sorge)』は1937年3月14日にひそかにベルリンのローマ教皇大使館に送られ、3月21日、枝の主日（復活祭の前週の日曜日）に、政府の意表についてドイツ中のカトリック教会でミサの間に説教台から朗読された<sup>13)</sup>。伝統的にラテン語で書かれることになっているにもかかわらず、はじめてドイツ語で書かれたこの回勅は、ナチス政府がこれまで行った数多くの政教条約違反を列挙し、教会の諸権利を明確かつ具体的に叙述している。また世俗的な価値基準によって、人種とか民族とか国家を宗教的価値においてすらも最高規範とするようなことは、神によって創造され、命ぜられた秩序に逆行し、ゆがめることであると断じている。最後に全信徒に向かって毅然さと忠誠を呼びかけ、結びの言葉としている。

回勅は日曜日のミサでの朗読にとどまらず、印刷されて多くの聖職者や青年たちの手で人々に配布された。政府の憤激は大きく、印刷を引き受けた多くの印刷所が没収され、配布に協力した聖職者や青年たちは逮捕され、強制収容所に送られた者もいた。しかし教皇の沈黙が破られたことでドイツのカトリックは明確な支援を受けたことになり、大いに勇気づけられたのである。無気力状態に陥っていた信者たちは息を吹き返したかのようであった。たとえばアーヘンでは7年ごとに大巡礼が行われる習わしがあったが、1937年7月がその巡礼の時期にあたっていた。アーヘンの町にはかってない程の大群衆が殺到し、信用しうる統計によれば75万から80万人の信徒が巡礼に参加したという<sup>14)</sup>。

1937年、ヒットラーはカトリック教会との闘争が目下のところ内政で取り組まなければならないもっとも重要な課題であると考えていたが、内政、外政を同時に片付けていくのは無理なので、対外的な政治計画をまず実現していくという方針をとった。その結果教会との確執は後まわしにされていたのである。したがって当時の教会は司教たちが考えているよりもずっと強い立場に置かれていた。しかし司教団はカトリック一般信徒の不穏状態や鬱積した怒りにはブレーキをかけ、ヒットラーの軍事的勝利や政治的成果に祝電を度々打ったりして、政府に擦り寄る姿勢を示していた<sup>15)</sup>。こうした対応は司教団の中でも疑問視する声もあった。

13) L. Volk, Die Enzyklika "Mit brennender Sorge", in: Ders., Katholische Kirche und Nationalsozialismus S. 34–55, H. A. Raem, Pius XI. und der Nationalsozialismus. Die Enzyklika "Mit brennender Sorge" vom 14 März 1937, Paderborn 1979; D. Albrecht, Der Notenwechsel zwischen dem Heiligen Stuhl und der deutschen Reichsregierung, I: Von der Ratifizierung des Reichskonkordats bis zur Enzyklika "Mit brennender Sorge", Mainz, 1966, S. 404–443 (Vergleich des Entwurfs Faulhabers mit der Endfassung)

14) Vgl., G. V. Room, S. 117

15) Vgl., a. a. O., S. 118

ミュンスター教区では、フォン・ガレン司教の采配で数日間で回勅12万部の印刷を済ませ、枝の主日にすべての教会の説教壇から朗読することに成功した上、パンフレットは多くの信者の手にも渡った。回勅を効果あらしめるためにガレンは早くも4月には、司教団に対して回勅の指針を実行に移す内容をもりこんだ司教教書を発布するように促している。彼は、もし教皇がつくりだしてくれたこの局面を司教団が活用しなければ、苦境に追い込まれているドイツの教会に対する教皇のせっかくの尽力も無意味になってしまうと考えていた<sup>16)</sup>。引き続きガレンは西ドイツ司教会議の席で自ら司教教書の草案を提示している。この草案のコピーはベルトラム枢機卿のもとにも送付された。しかしながらガレンや他の司教の努力にもかかわらず司教教書は日の目を見るることはなかった。ちなみにベルトラムはガレンの行動をあまり快く思っていないく、『グラフ・フォン・ガレンは政治の駆け引きに必要な微妙なセンスを持ち合わせていない、彼はドイツの司教団に対して自分のところのヴェストフォーレンの農民と同じように指図ができる」とでも思っているのだろうか、』という感想をもらしている。

ところでガレンの杞憂をよそに、ナチス政権による政教条約の組織的空洞化は進行していく。それでもガレンは再三にわたって権力の濫用と政教条約違反に対して公然と抗議を行うという彼の路線を変えることはなかった。したがって、ためらいがちで慎重な他の司教たちの抗議行動に歩調を合わせることはできなかった。教会指導者としては孤立して単独行動を余儀なくされる面もあったが、教区の信徒の信頼は厚く、彼らからの支援に欠けることはなかった。しかしナチスの圧政は強くなるばかりであり、たとえばあらゆる反対と抗議を試みたにもかかわらず、宗派学校を宗派混合学校に変更するという政府の措置を食い止めることはできなかった。

## 7. 人種妄想とユダヤ人の迫害

ナチスの非人道的な性格が政治行動の中でもっとも端的に示されたのは、言うまでもなく反ユダヤ政策である。ドイツ社会ひいてはヨーロッパからユダヤ人を排除しようとするこの政策は、ユダヤ人問題の「最終的解決」として大量虐殺までエスカレートしたわけだが、ユダヤ人は、1933年7月にまず公務員の職を奪われ、35年9月に施行されたニュルンベルグ法では、ドイツ人との結婚および性的交渉が禁止され、公民権を奪われて二級国民へと位置づけられてしまう。さらに1938年11月9日から10日にかけての「水晶の夜」事件で知られるユダヤ人ポグロムでは、ドイツ全土で数多くのユダヤ人商店やユダヤ人の住居が突撃隊によって焼き討ちされたり、破壊され、死者も100人近くに及んだ。この事件を契機にユダヤ人の迫害が組織化し、多くのユダヤ人

16) Vgl., W. Adolphf, Geheime Aufzeichnung aus dem nationalsozialistischen Kirchenkampf 1933–1943, Mainz, 1979, G, Beaugrand, S. 36

が強制収容所へ送られていった。

キリスト教教会は宗派によって対応への多少の違いはあったものの総じて静観的な態度をとっている<sup>17)</sup>。もともと教会には人種論的な意味でのアンチセミティズムというものはほとんどなかった。しかしながら教会の人々も社会、文化的な意味でのユダヤ人に対する敵意のようなものは、少なくともユダヤ人は余計者だというような感情表現の中に示されていたと言える<sup>18)</sup>。また伝統的な宗教的アンチユダヤ主義は教会の中にはあった。国家には少数民族に対する規制措置を発令する権利があるという考え方方が何故いけないのかというような発想もなくはなかった。抑圧への恐れという、しごくもっともな理由も証言されている。ユダヤ人と仲が良いと見られることは、生命の危険にもつながる恐れがあったのである。また、もし政府のアンチセミティズム的な法律を批判するならば、政府の最も痛いところをもついてしまうことになりはしないかという不安もあった。

したがって「水晶の夜」にもキリスト者の抗議は限られた個別的なものに終わった。グラフ・フォン・ガレン司教の場合、その対応は慎重かつ微妙であった。彼は基本的に信仰の自由と人権の擁護を自分の責務と考えていたから、司牧者として教会と信徒の行く末を案じるだけではなく、人権と人間の尊厳の侵害という見地からユダヤ人の迫害についてもはじめから憂慮を示していた。

ポグロムの当日には彼は旅行中でミュンスターには居合わせなかたが、他の司教と同様、その後も公けの抗議はしていない<sup>19)</sup>。シナゴクやユダヤ人の商店、住居を破壊、焼き討ちし、多くのユダヤ人に迫害を加えた突撃隊の暴挙に対しては、教会側からも公然たる抗議がなされるべきではなかったという疑問が呈されている。ガレン司教の真意は分からないが、彼の態度が賢明であったことを推測させる事件はなくはなかった。1942年にオランダのユトレヒト大司教デ・ヨングはユダヤ人の強制移送に司教教書による抗議を行ったが、それに対するナチスの報復としてユダヤ人の迫害、しかも特にキリスト教徒であるユダヤ人に対する迫害が強化されるとい

17) Vgl., K. Meier, Kirche und Judentum. Die Haltung der evangelischen Kirche zur Judenpolitik des Dritten Reiches, Halle (Saale) Göttingen, 1968. Ders., Evangelische Kirche und "Endlösung der Judenfrage". Zum Gegenwarts-stand der historiographischen Diskussion, in: W. Stegemann (Hrsg.), Kirche und nationalsozialismus, Stuttgart, 1990; E. Busch, Juden und Christen im Schatten des Dritten Reiches. Ansätze zu einer Kritik des Antisemitismus in der Zeit der Bekennenden Kirche (Theologische Existenz heute, Nr. 205), München, 1979; L. Volk, Episkopat und Kirchenkampf im Zweiten Weltkrieg, II: Judenverfolgung und Zusammenbruch des NS-Staats, in: Ders., Katholische Kirche und Nationalsozialismus S. 98–113; B. van Schewik, Katholische Kirche und nationalsozialistische Rassenpolitik, in: Gotto-Repken, Kirche, Katholiken, Nationalsozialismus S. 83–100

18) J. M. Mayeur (hrsg.), S. 701

19) 詳しくは、Vgl., H. Mussinghoff, Rassenwahn in Münster - Das Judenpogrom und Bischof Clemens August Graf von Galen, Münster, 1989

う事態が生じている。当時のドイツ国民の世論の支持を考える時、ユダヤ人迫害に関しては、公けの抗議が、かえってナチス政権のユダヤ人迫害政策に拍車をかけ、犠牲者を多くするだけであるという心配もあながち否定できない。フォン・ガレン司教の場合も深慮の末の決断であったのかもしれない。ボグロムのあった次の日曜日、ガレンは教区のすべての教会でユダヤ人のために祈るよう指示をしている。ガレンは早くから教区の信徒に、ナチスの人種偏見論の誤っていることを訴えてきたが、その影響もあってか、あるユダヤ人の戦後の回想によれば、ボグロムの翌朝、被害を受けたユダヤ人のところへ、食料やお金を届けてくれたカトリック教徒の農家の人々もいたそうだ。

## 8. 戦勝にともなうナチスの教会弾圧の強化

ヨーロッパ戦争での圧倒的勝利により、ヒットラーは自信を強め、彼の権力欲もさらにふくらんでいった。そしてソ連進攻は新たな勝利の陶酔を呼び起し、ナチ党員は、この勢いで国内問題も片付けることができ、彼らの狂信的なイデオロギーを実現していくことができると思えるようになった<sup>20)</sup>。彼らには、いよいよ人種論を実践に移す時期が到達しているように思えた。ユダヤ人、ジプシーおよびその他の劣等民族のホロコースト、生存価値のない生命的組織的安楽死がそれであった。そして教会財産の没収や修道院から修道僧や修道女を追放することにより、教会を無力にしていくことも彼らの計画の中に入っていた。

1941年の夏、政府の新たな人権侵害ならびに教会への干渉も一段と過熱化するなか、戦勝気分の高揚はとどまるところを知らなかった。ラジオからは間断なく特別放送のファンファーレが鳴り響き、新たな勝利と何十万人というソ連捕虜の数と捕獲した戦利品の報告が行われた。この時期にボルマンの指揮のもとに「修道院襲撃」の嵐が吹き荒れる。ミュンスター教区でも7月の初めに突然いくつかの修道院が押収され、修道士や修道女たちが強制退去をせまられるという事態が生じた<sup>21)</sup>。表向きの理由はこの時期にミュンスターに最初の空襲があり、多くの住民が家を失ったということであった。焼け出された人々に緊急宿泊所を提供するためという口実で、役所の手先がゲシュタポに守られて修道院にやってきて、住居の明け渡しを命じた。

7月12日、ミュンスターのイエズス会修道院「ハウス・セントマーリング」と「イグナチオ・ハウス」が押収されたという情報が入るとガレン司教がただちに、途方にくれる修道士たちのところへ赴き、彼らのためにできる限りのことをした。帰路、彼は同伴していった司教座聖堂参事会員のフランケンに、「もう黙っていることはできない」とつぶやき、その夜のうちに聖

20) Vgl., G. Beaugrand, S. 38

21) Vgl., a. a. O., S. 38

ランベルティ教会での日曜日に行う予定の説教の原稿を書き上げた<sup>22)</sup>。

ところでイエズス会修道院の玄関前での司教のゲシュタポとのやりとりについては、会のブラザーの目撃証言があるが、その模様はおよそ次のようなものであった<sup>23)</sup>。ゲシュタポがやってきた時、突然のことなので修道院側にとってはまったく思いよらないことであった。しかし命令によれば司祭とブラザーはその日のうちの夜までには修道院を退出せねばならず、しかもヴェストフォーレン州とラインラント州の外に立ち去らねばならないというものであった。ゲシュタポとイエズス会士の間でやりとりが続いているその時、不意に司教が参事会員のフランケン神父とともに現れ、ほとんどあっけにとられているゲシュタポたちに向かって、「私がここで見聞きしたことは一体どういうことか、あなたがたは何も不審な点のないドイツ人にこのような扱いをするのか、法の手続きもなしに人を路上に放り出すのか。あなたたちの指揮官のこう告げない。『私、ミュンスター司教クレメンス・アウグスト・グラフ・フォン・ガレンが自らここに立ち会わせ、このような処置に厳重な抗議をする』と」。こう言い終わると彼はゲシュタポの人々を立たせたまま、旅立ちの用意を済ませた修道士たちに、教区におけるこれまでの熱心な協力に感謝しながら、思いやりに満ちた言葉を残して別れを告げた。

### 9. ヨーロッパを揺るがした三つの説教

1941年の夏は政府が喧伝する戦勝報告にもかかわらず、国内では連合国側の空襲を頻繁に受けるような状態にあり、ミュンスターも、立て続けに行われた5度にわたる激しい空襲で都心のかなりの部分が炎上した。

後に世間にあまねく知られることになる最初の説教は、空襲の恐怖の余韻がさめやらぬ7月13日の日曜日、聖ランベルティ教会で、前日の修道院強制没収に対する政府への抗議をモチーフとして行われた。その中で司教は、裁判所の判決もなく、法的訴訟手続きもなくしかも弁明の余地すらなしに、無実の者に対して行われたゲシュタポの懲罰的な処置は法意識（＝正義感）を徐々に低下させ、国家指導層に対する信頼を失なわせるものであると語り<sup>24)</sup>、政府の腐敗と堕落によりドイツが没落してゆくことを予言し、ゲシュタポによる暴力的なやり方を非難している。そして「ゲシュタポの武力的優勢に対してドイツ国民は皆、無防備であり抗するすべもない……。われわれが、自分は極めて忠実で良心的な市民であると自覚しているとしても、ある日、自宅から連行され、自由を奪われ、ゲシュタポの地下牢や強制収容所へぶちこまれること

22) Vgl., a. a. O., S. 40

23) Vgl., a. a. O., S. 40

24) Vgl., M. Bierbaum, Kardinal von Galen, Bischof von Münster, 1947, S. 36

はありえないと確信をもてるものは誰一人としていないであろう」<sup>25)</sup>、と述べ、「それゆえに私はドイツ人として、恥じるところのない市民として、キリスト教の代表者として、カトリック司教として、声を大にして叫ぶ、われわれは正義を要求する。この叫びが聞かれず、聞き入れられないならば、わがドイツ国民とわが祖國は兵士たちの英雄的行動と誉れ高き勝利にもかかわらず、内部の腐敗と墮落により滅亡するであろう。」<sup>26)</sup> という言葉で締めくくっている。そしてこれまでの司教の言動は戦時下にあるドイツ国民の志氣を弱めているというナチス側の日頃の批判に対しては、説教の中で「国内戦線の弱体化があるとすれば、その原因は私にあるのではなく、戦時下であるにもかかわらず、そして激しい敵の空襲を受けた恐怖の一週間であったにもかかわらず、裁判も弁明の余地も与えずに無実の市民を苛酷に処罰する者、彼らこそ、国家指導層に対するわれわれの信頼を失わせる張本人である」<sup>27)</sup>、と応答している。

ところで説教の間、教会内が異常な興奮に包まれていたことを奇しくも SS（ナチス親衛隊）の公安機関の報告書が伝えている。「司教自身も何度も目に涙を浮かべていた。修道院居所の押収に話が及んだ時、ミサにあずかっていた人々がかなりの興奮状態になり、ブーイングの声が大きく沸き上がった。司教が回状を朗読したり、スピーチをしている間は、教会はさながら集会室のような様相を呈していた。司教が教会から退堂した後も、信徒たちは異常な程に興奮しきっていた。」<sup>28)</sup>

8日後の7月20日、司教はイーヴァーヴァッサー教会で二度目の説教を試みている。彼の抗議にもかかわらず再び他の女子修道院の強制押収が行われたからである。この説教ではそのような不正により国民共同体が崩壊してしまうということを強調している。「このような人々（ゲシュタポ）が合法的な政府当局の代理人としてわれわれに命令を下さざるを得ないというのであれば、その限りでわれわれは彼らに従うであろう。しかし（彼らとの間には）志を同じくする共同体、すなわち、これらの教会迫害者、修道院の襲撃者たち、——彼らこそ抵抗する力もない婦女子を、われわれの最良の家庭の子どもたちを、われわれの修道女たちを、彼女たちの故郷ともいえる修道院から追いだしたのである。その修道院で彼女らは、場合によっては何十年も前から祈りと作業を通じてわれわれの国民のためにただひたすら良いことだけをしてきてくれた——、この迫害者との心の通った連帯感、心の連体、そんなものはわれわれにはありうる筈がない。」<sup>29)</sup>

「われわれはこれからも国外の敵と戦うであろう。しかし、われわれを苦しめ、われわれに暴

25) H. Portmann, S. 339

26) a. a. O., S. 344

27) a. a. O., S. 344

28) J. Kuropka (Hrsg.), S. 380

29) H. Portmann, S. 380

力をふるう国内の敵に対しては、われわれは武器をもって戦うことはできない。われわれにはたった一つの戦闘用具しかない。それは強靱で、粘り強く、堅固な忍耐力である。われわれは目下のところ金槌ではなく金床である。鍛冶マイスターに聞いてみるとがいい、そして彼にこう言わせるのだ。『金床は金槌よりも長持ちがする』と。」<sup>30)</sup>

引用したこの箇所だけからでも、司教の生命を賭した気魄が伝わってくる思いがする。

三度目の説教は、2週間後の8月3日、再び聖ランベルティ教会で行われた。この説教で司教は、精神病院の患者の組織的殺人の事実を公けにし、激しく非難している。1940年から精神病院施設の患者が医師の委員会によって、表向き、不治の病いであると認定され、特定の場所に集めて殺すために移送されているという確かな情報が彼の耳に入ったからである。説教の中でフォン・ガレンは、刑法の規定211条「故意に殺人をおかしたもののは死刑に処せられる」および139条「生命にかかる犯行の計画を十分に知っていたにもかかわらず、それを直ちに届け出なかったものは罰せられる」をそのまま引用し、ナチスの行っていることが殺人に当たるものであると明言している。そして司教は、自らは、マリエンタール（ミュンスターにあった精神病院）から患者を、殺すために移送するという企てを聞き及ぶや、7月28日にミュンスターの検察庁と警察本部長にこの事実を届け出たことを明らかにした。さらに、この組織的殺人は安楽死活動とよばれ、すでに7000人ほどの患者が犠牲になっていることを報告した。説教の間、息を止めてじっと聞き入っていた聴衆から何度も拍手が湧き起こり、話を中断せねばならなかつたということである。ナチスの安楽死計画が最終的にはドイツ国民にとっていかなる意味をもつものであるかを、彼は次のように述べている。「もし、人間には非生産的な人間を殺す権利があるということが、一度認められてしまうならば、——そして、それが今回はたまたまあわれな、抵抗することのできない精神病者にだけ起きたことだとしても——、原則的には、すべての非生産的な人間の殺人、つまり不治の病いにかかった病人、仕事中の事故や戦傷による就業不能者の殺人、ひいてはわれわれすべて、つまりわれわれが年老い、老衰し、非生産的になってしまった場合、そのわれわれの殺人さえもが許されることになる。……そうすれば、われわれの誰一人として自分の命は大丈夫だと確信をもつことはもはやできないのである。」<sup>31)</sup>

## 10. 説教の反響

フォン・ガレン司教の三つの説教は、その都度、教会に居合わせた多くの聴衆によって、筆記され、それが信じられないような速さでドイツ全土、兵士たちの前線、ひいては海外にまで、

30) a. a. O., S. 352

31) a. a. O., S. 360-361

人の手から手へと伝えられていった。

その影響を予期しうるものは一人もいなかつたのではなかろうか。国内の信徒はこの説教を読み、再び自信と勇気を得ることができた。たとえばイエズス会士レッシ神父は、ローマ本部にあてた手紙の中で、次のように述べている。「ガレンの説教は、多くの人の話によれば、想像もつかない範囲にわたって広まつていった。彼の勇気と率直さ、そして宗教者としての姿勢は、あらゆる路線のあらゆるサークルで、人権と人間倫理の擁護者としての教会の名声をことのほか高め、あれほど多くの司教たちの沈黙によって何百万という人々の肩に重くのしかかっていた暗い気分をいくぶんかはやわらげたと言える。」<sup>32)</sup>

一人のドイツ軍大佐が1941年の8月16日に、ベルリン・シャロッテンブルグから司教宛てに感謝の手紙を寄せているが、その中でプロテスタントの信者にも深い印象を残したと述べた後、次のように感謝の気持ちをしたためている。「プロテスタントの信者として、私はあなたに、もちろん私の信仰上の同志の意味においても、この恐るべき時代に、キリスト教に対する男らしいメールを送ってくださったことに感謝いたします。」<sup>33)</sup>

また、インゲ・ショルが「白バラ」の中で書いているように、ショル兄弟と彼らの仲間が抵抗運動とビラ配布活動に乗り出す決心の大きなきっかけになったのは、ミュンスター司教の説教であった。インゲはこの本の中で次のように語っている。「1942年の春、私たちは再び郵便受けにヘクトグラフで複写した手紙が入っているのを見つけた。その手紙にはミュンスター司教、グラフ・フォン・ガレンの説教の書き抜きが載っていた。その説教には何か勇気と誠心といったものが満ちあふれていた。『われわれには今はっきりと、新しい教義の背後に潜んでいるものが何であるかが分かった。この教義は、ここ数年来われわれに押しつけられ、われわれの学校から宗教を追い払い、教会内の様々な団体を弾圧し、今度は幼稚園をなくしてしまおうとしているものだが、この教義の背後にあるものが何かといえば、（ナチスが）つぶしてしまいたくて仕方がないキリスト教に対する底知れぬ憎しみである……』このパンフレットを読んだ後、ハンスは興奮していた。……しばらくの間、彼は物思いにふけったようにその印刷物をながめていたが、やがて言った、『どうしても印刷機を手に入れなければならないな。』」<sup>34)</sup>

処刑されたハンスとソフィーのショル兄弟の例からも分かるように、ナチスの目を逃れて、ガレンの説教をひそかに広めていくという行動にかかわることは、身の危険をともなう行動であった。もし発見されれば国家反逆罪の判決を受け強制収容所へ送られ、場合によっては処刑されることを覚悟しなければならなかった。実際、多くの聖職者や信徒がこの件で逮捕され、強制

32) G. Beaugrand, S. 41

33) a. a. O., S. 42

34) a. a. O., S. 48

収容所へ送られたり、死刑の判決を受けて犠牲者となったのである。例えばリューベックではハングルグの助任司祭、ヨハネス・プラセック、同じくレーアのヘルマン・ランゲ、同じくノイミュンスターのエドワルド・ミュラー、そしてミュンスターのプロテスタント牧師ステルブリンクが逮捕され、死刑を宣告された。

## 11. ナチスの反応とガレンの立場

ナチスやゲシュタポはグラフ・フォン・ガレンの説教がミュンスター蘭の住民に及ぼした影響をどのように受け止めていたのであろうか。1941年7月31日の公安警察の視察官の報告書は次のように述べている。「クレメンス・アウグスト司教の教書の公表により、一部のカトリック市民の間に著しい不穏な動きが現れた。とくにこの公表で、修道院を開鎖したという事実が一般的に知られるところとなり、市民の中に激しい議論を巻き起こしている。ドイツ国民すべてが一様に悩まされているこの苦境の時期に、そのような措置によって、一部の市民だけを傷つけたりすべきではない」と言ったりしている。それは多くの人々へのいやがらせと受け取られている。<sup>35)</sup>他の報告書はガレンの説教の中での仮借のないナチス政権に対する攻撃を報告後、「司教の言動は重大なる国家反逆罪である」<sup>36)</sup>と評している。したがって説教の行われた数日後にナチス宣伝省で協議が行われ、1941年8月12日に党官房長ボルマンに渡された提案書には、「目下のところ、唯一の手段つまり司教を絞首刑にするしか手はあるまい。」と記されていたということは、驚くに足りない<sup>37)</sup>。それにもかかわらず、何故に、実際にはガレンの上に、司直の手がのびなかつたのであろうか。

ガレン自身もナチス政権やゲシュタポへの公然たる批判が、反逆罪とみなされ、死刑に処せられる可能性があることを十分に承知していた。それ故、彼は7月13日、説教を行う前に助任司祭に自分が逮捕された場合は、刑務所に自分の衣類と下着を持ってくるように指示しているのである。しかし1941年にも、その後にもゲシュタポは司教に危害を加えることはなかった。実は政府は司教を逮捕などすれば、住民側からの激しい抵抗運動が起こるであろうということを恐れたのであった。ゲッペルスすら、司教を罰したならばミュンスターは言うに及ばず、ヴェストファーレン全域で兵役動員を諦めなければならないだろうと考えていた<sup>38)</sup>。むろん、ガレンの煽動は国家総動員の見地からすれば、水を差すような行為であり、ゲッペルス自身腹に据え

35) a. a. O., S. 46

36) a. a. O., S. 46

37) Vgl., M. Bierbaum, S. 40

38) Vgl., G. Beaugrand, S. 48

かねる問題である。しかし、今、苛酷な措置を実施すれば、国民にとっては心理的に耐えられることではない。しかし戦争が終わればきっと清算させてもらう、彼はそう考えていた<sup>39)</sup>。ヒットラー自身の考えも基本的にゲッペルスの路線にそういうものであり、ガレンに対する処置は終戦まで見送るという方針が確認された。

ナチス側の思惑はむろんフォン・ガレン司教の知るところではないし、彼が逮捕されるかわりに、説教の伝播をめぐって、多くの聖職者や信徒に犠牲者が出てることは、彼自身が殉教を覚悟していたという事実とは別に、司牧者としての彼の大きな十字架の一つになったことであろう。

実際に生じた説教の効果は、ガレンがあらかじめ予想していたものではなかった。想像も及ばない範囲にわたって、多くのキリスト者を力づけ、信仰にとどまらせたことも、彼の予想を越えていた筈だ。ナチスの目にあまる教会迫害と人権蹂躪を目の前にして、彼自身が言うように、人間として、キリストを信ずる者として、救いを求める人々を擁護すべき責任ある立場の人間として、宗派を問わず、迫害され苦しむ人を救わなければならないという使命感から、司教としての権限において、彼は政府に対して、当然のことを正々堂々と言つただけのことである。そしてこうした行動は司教といえども、生命の危険を伴った勇気ある振る舞いであった。ともかく、彼は現状を救済したかった。家を追われた修道者、罪もなく殺された精神障害者を黙視できなかった。教会へのあらゆる弾圧を黙視できなかった。それが説教の形で表現された。

ヒットラーとナチスが計画していたことは最終的には教会の存続を不可能にすることであつた。組織としても、その思想、精神にしても、ナチスの構想する全体主義国家の形成に最大の障害となったからである。

おそらくガレンの功績を要約するならば、ドイツ全土のキリスト者に、信仰における團結を目覚めさせた点であろう。まさに打たれても壊れることのない金床の鑄造こそ、ガレン自身は知らずして、為し遂げたことではなかったか。そして、それこそは教会存続の要ともなることであった。

---

39) Vgl., a. a. O., S. 48